

南部町・南部川村合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、南部町・南部川村合併協議会規約第8条第5項の規定に基づき、南部町・南部川村合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議に諮って、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

（議長及び委員の責務）

第3条 議長は、その職にあたり、迅速かつ能率的に会議を運営するように努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（会議録の調製等）

第5条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

（1）開催の日時及び場所

（2）出席委員等の氏名

（3）議題及び議事の要旨

（4）前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 会議録に署名する委員は、2人とし、議長が会議において指名する。

（会議録等の公開）

第6条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。

2 前項の規定による公開は、議長が定める方法により行うものとする。

（傍聴）

第7条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

（規律）

第8条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければ

ならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成14年 月 日から施行する。